

宇治市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年2月18日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

真田敦史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

教育委員会及び会計室の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

中学校施設使用料収入状況（教育総務課）

報償費支出状況（教育総務課）

需用費支出状況（学校管理課）

委託料支出状況（学校管理課、学校改革推進課）

賃借料支出状況（学校管理課）

工事請負費支出状況（学校管理課、学校改革推進課）

補助金支出状況（学校管理課）

貸付金支出状況（会計室）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、教育部教育総務課、学校管理課、学校改革推進課及び会計室における事務事業のうち、主として令和7年4月1日から令和7年9月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年11月4日から28日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年12月25日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 教育総務課

(1) 中学校施設使用料収入状況について

使用料に係る事務に不備は見受けられたが、事務の手引を改正し、一部改善が図られていた。また、規則改正にも着手されている。

引き続き、事務の適正化に取り組まれたい。

(2) 報償費支出状況について

適正に処理されていた。

2 学校管理課

(1) 需用費支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 賃借料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

(5) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

3 学校改革推進課

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

4 会計室

(1) 貸付金支出状況について

適正に処理されていた。